

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
シェアリングテクノロジー株式会社
代表取締役CEO 引字圭祐

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年5月8日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年5月9日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 4階 402号室
（会場は変更ありませんが、402号室に変更となっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載させていただきます。
 3. 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト <https://www.sharing-tech.jp/>

4. 株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会における議決権の代理行使を他の株主1名に限定すること、剰余金の配当を原則、取締役会の決議で行うことを明確にすることなど、当社の現行定款を、現在の当社の状況にさらに即した内容に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則) 第10条 当会社の株主名簿への記載又は記録、その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>取締役の定める株式取扱規則による。</u>	(株式取扱規則) 第10条 当会社の株主名簿への記載又は記録、その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u>
(基準日) 第11条 (条文省略) <u>2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。</u>	(基準日) 第11条 (現行どおり) (削 除)
(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2 (条文省略)	(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人として、議決権を行使することができる。 2 (現行どおり)

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の決議等の省略)</p> <p>第16条 <u>株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該目的事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>2 <u>取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>第18条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第26条 <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載する。</u></p> <p>第17条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第25条 <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条～第39条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第42条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当」という。)を支払う。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第45条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金には利息をつけない。</p>	<p>第26条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年9月末日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年3月末日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第43条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p>

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任する取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

もりやま

さとし

新任

社外

守山

慧

(1986年4月4日生)

所有する当社の株式数

0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年6月 株式会社エムハンド 入社

2016年6月 同社 退社

2016年7月 個人事業としてコンサルティング業務開始

2017年9月 株式会社REPLUS設立 代表取締役就任（現任）

● 特別の利害関係

取締役候補者 守山 慧氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 守山 慧氏は社外取締役候補者であります。
2. 守山 慧氏は、IT業界での幅広い知見や経験を有し、当社ビジネスに精通しております。同氏の豊富な経験と実績を基盤とし、中期経営計画の実現に向けて、取締役として選任するものであります。
3. 守山 慧氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令の定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

以上

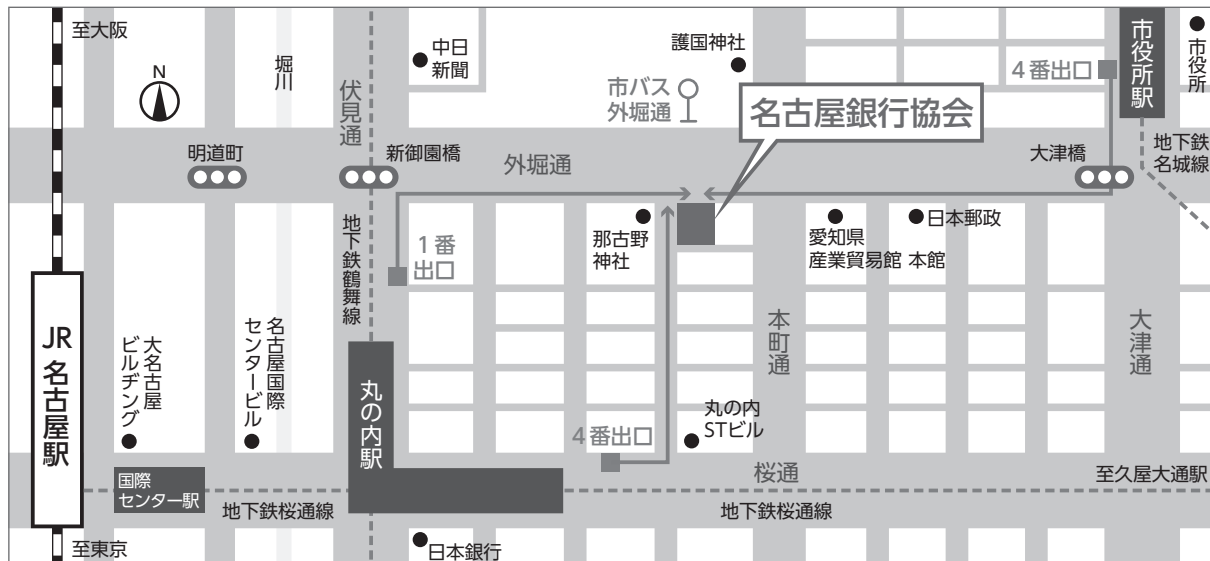
株主総会会場 ご案内図



名古屋銀行協会 4階 402号室

所在地 名古屋市中区丸の内
二丁目4番2号

TEL 052-231-7851 (代表)



周辺アクセス

お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

地下鉄でご来場の方

- 桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩 約6分
- 鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩 約6分
- 名城線「市役所駅」4番出口より徒歩 約8分

市営バスでご来場の方

- 名古屋駅（8番のりば）幹名駅1系統・名駅14系統
「外堀通」バス停下車すぐ

シェアリングテクノロジー株式会社

〒450-6319 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋19階
TEL 052-414-5919

